

## 自治会町内会を中心とした地域コミュニティの現状と課題 (孤立を防ぐ地域コミュニティに向けて)

自治会町内会は、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの充実に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協力して行うなど重要な役割を果たしていただいています。

特に、昨年の東日本大震災以降、地域の絆や支え合いが改めて見直され、防災・防犯、環境対策、少子・高齢化に伴う様々な社会問題など地域課題が多様化する中で、自治会町内会を中心とした地域コミュニティの重要性はますます高まっています。

一方、個々人の生活や暮らしに目を向けると、生活スタイルや価値観が多様化し、市民が互いに助け合い、支え合う地域社会の基盤が弱まっている状況が指摘されています。

このような中で、市民が主体的に地域活動を促進していくため「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」が平成 23 年 3 月制定されました。

地域活動を活性化する上で根本となる自治会町内会への加入については、加入世帯数は増加しているものの、加入率は年々、逡減傾向が続いており、平成 20 年に実施した自治会町内会アンケートでも、役員の担い手不足・高齢化や、特定の会員しか活動に関わらないなどが運営上の大きな問題となっています。

また、複雑化、多様化する地域の課題に対応していくためには、自治会町内会だけでなく、地区社会福祉協議会、民生委員、PTA、ボランティアグループなど、地域活動に携わる関係団体等が、顔の見える関係の中で、それぞれの強みを発揮しながら、連携した活動を行うことが、効果的ではないかと考えられます。

さらに、個人情報保護法施行以来、活動を進める上で個人情報保護の取扱いについて苦慮し、会員名簿すら作れないといった声も聞かれます。

こうした状況を踏まえ、地域の絆を育み、主として地域の支え合いを担っている自治会町内会を中心とした地域コミュニティの課題を次の 3 点としてまとめました。

- 1 自治会町内会の加入率の逡減
- 2 多様化する地域課題への対応
- 3 地域での個人情報保護制度の理解

# 1 自治会町内会の加入率の遞減

## (1) 現状

自治会町内会の規模などは千差万別であり、加入率も区によって様々ですが、市全体では遞減傾向となっています。

## ア 組織（平成23年4月1日現在）

自治会町内会（単位町内会）	2,877団体
地区連合町内会（地区連）	251団体（加入自治会町内会 2,652団体）
区連合町内会（区連会）	18団体
横浜市町内会連合会（市連会）	1団体

## イ 規模（平成23年4月1日現在）

### 単位町内会

- 平均：426世帯
- 最大：4,632世帯（港北区）
- 最小：7世帯（磯子区、金沢区）

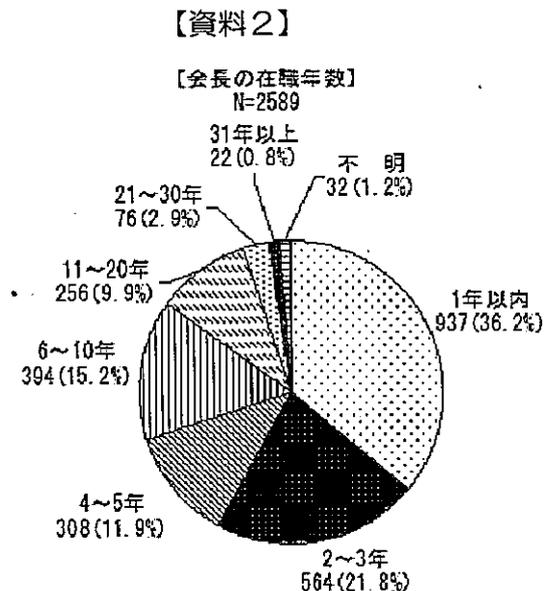
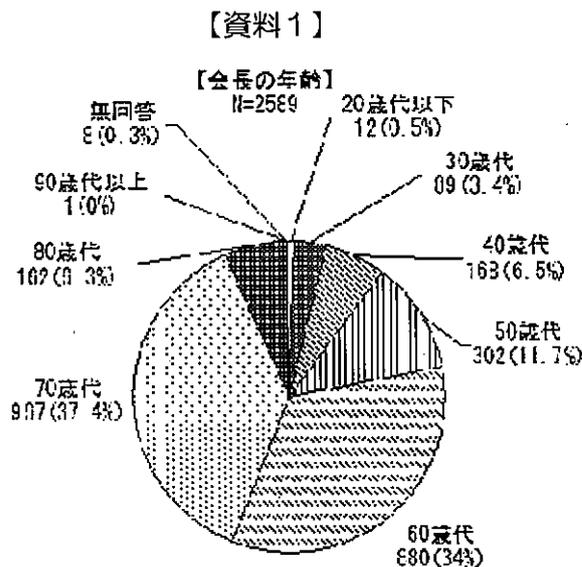
### 地区連合町内会

- 最大：24,680世帯（港北 日吉地区連合町内会）
- 最小：600世帯（青葉 奈良北団地連合自治会）

## ウ 自治会町内会長の年齢・在職年数（平成20年度 自治会町内会アンケート）

年齢では「60歳代」以上が77.7%と、全体の8割近くを占めています。

また、会長の在職年数は「1年以内」が最も多く36.2%、次いで「2~3年」が21.8%となっており、3年までの在職が約6割を占めています。11年以上在職している会長は13.6%となっています。

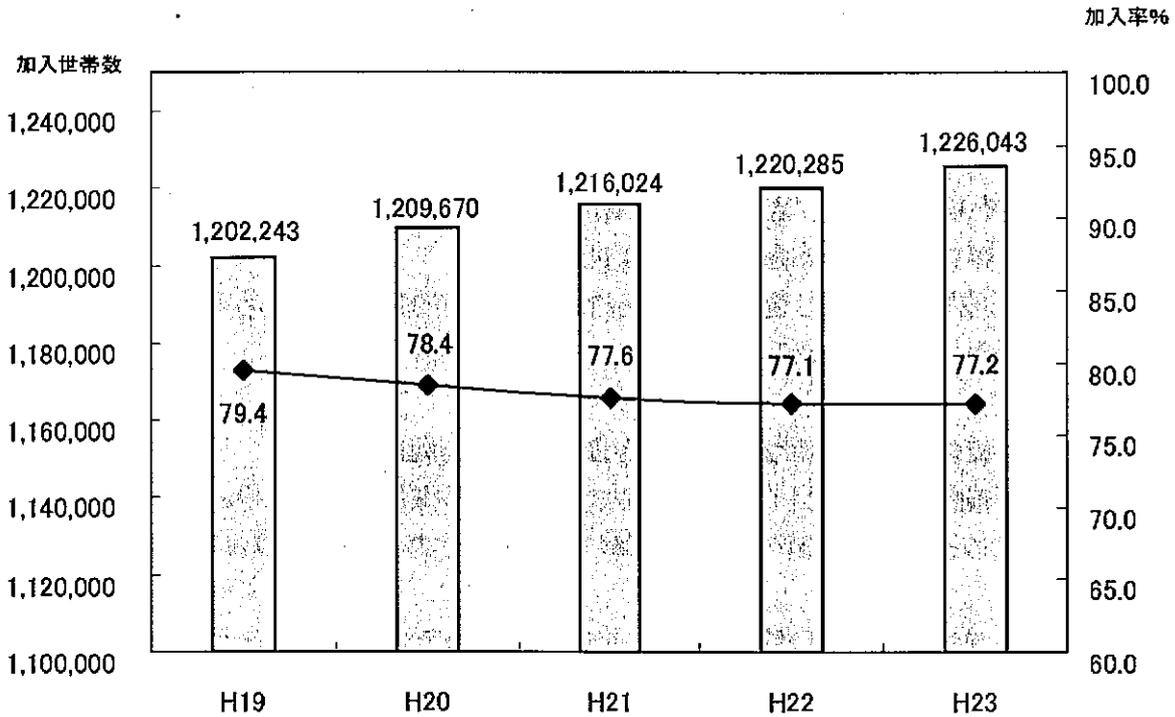


工 自治会町内会加入率

77.2% (平成23年4月1日現在)

【資料3】

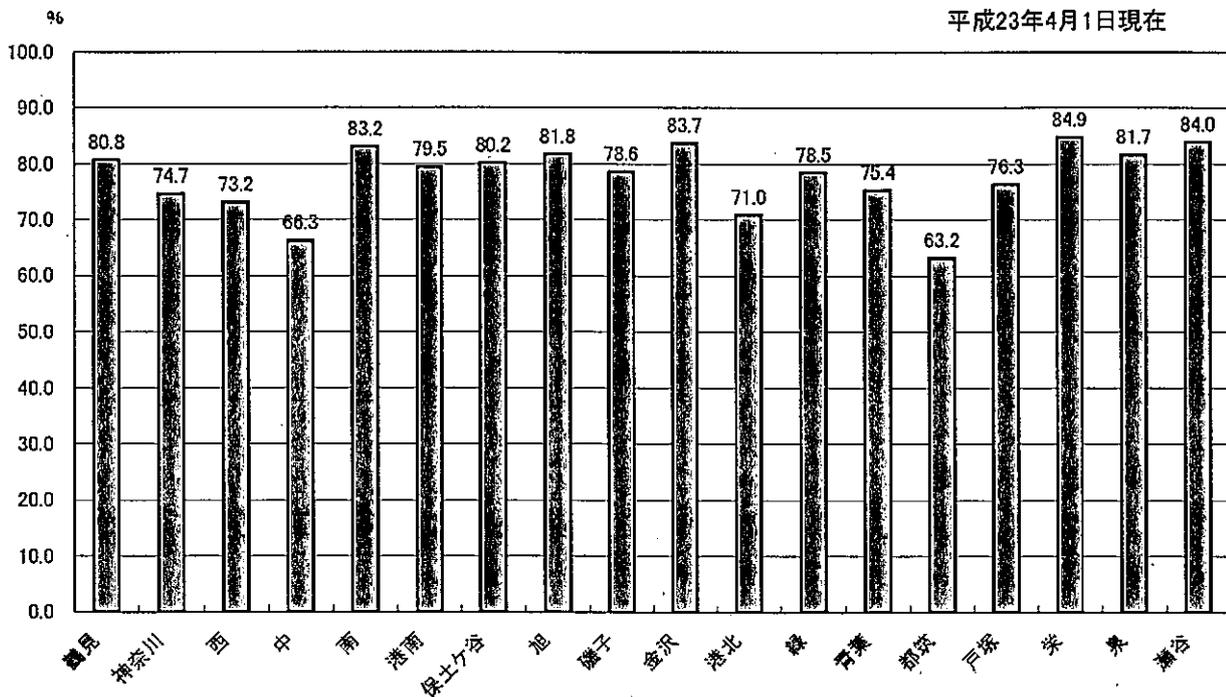
自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日現在)



【資料4】

区別自治会町内会加入率

平成23年4月1日現在



## 《参考》

### ○ 他都市の加入率（23年度公表数値）

加入率を調査している16政令市中第6位（人口100万人以上の都市では、仙台85.4に次ぎ2位）

上位3市：浜松 95.9      新潟 94.6      静岡 87.1  
下位3市：相模原 59.1      堺 64.6      広島 65.6

## (2) 課題

### ア 加入率向上（担い手不足）に対する支援

- ・ 高齢化が進む自治会では、自治会の活動を維持できるマンパワーが不足し、きめ細かに加入を勧める手立てを講じる余裕がありません。
- ・ マンション居住者の中には管理組合があれば自治会町内会は不要、あるいは両方組織化するの負担との声があります。

### イ 「地域の絆と支え合い」を担う自治会町内会活動の理解促進

- ・ 加入率の遞減傾向には、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、近所づきあいを煩わしいと感じるなど、地域への関心が薄れていることが底流にあります。（特に若者や単身世帯）。
- ・ 「付き合いが煩わしい」「活動に関心がない」などの声に対し、コミュニティの形成が地域の暮らしやすさや魅力を高めるというメリットがなかなか伝わりません。

## (3) 取組

### ア 地域活動推進費

住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域課題の解決などに取り組む自治会町内会等の公益活動を支援するため経費支援を行なうほか、市連会・区連会に対して活性化・加入促進の経費支援を行っています。

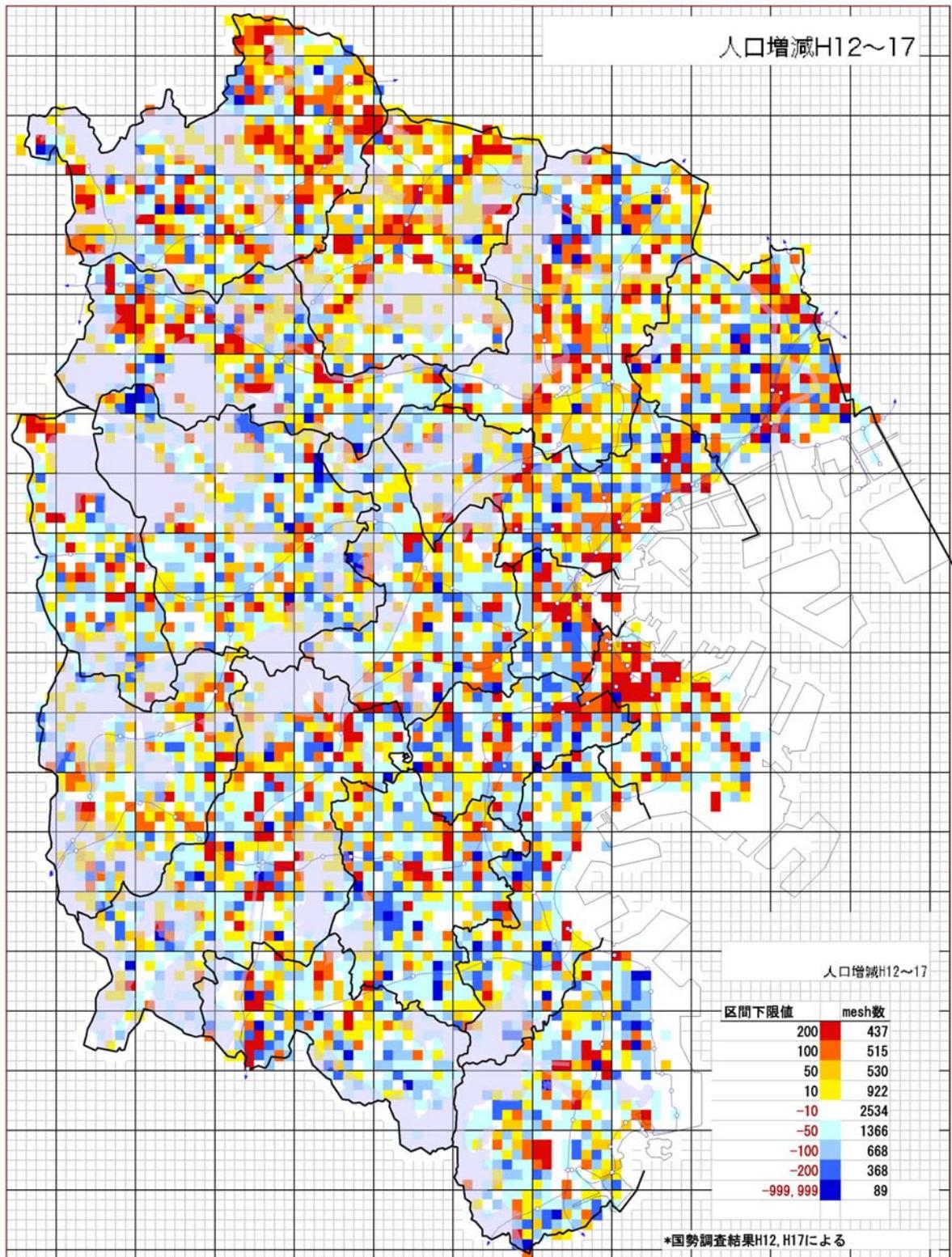
支援対象	補 助
自治会町内会	@700円×加入世帯数  ただし、活動費の1/3を上限
地区連合町内会	@170円×加入世帯数  ただし、活動費の1/3を上限 基礎的経費  12万円
区連会	運営費  1,100千円
市連会	活性化・加入促進経費  900千円

### イ 加入促進の主な取組

行政の取組については、「加入を働きかける」「自治会町内会の魅力を高める」「自治会町内会の活動を知らせる」という3つの視点からすすめています。

- ① 加入を働きかける ～転入者等に向けた働きかけ～
- ・ 転入者に対する加入案内・申込書の配布（全区役所）
  - ・ 住所地の自治会町内会への取次ぎ（全区役所）
  - ・ 新築マンションの建築情報（標識設置届）を自治会町内会に提供
  - ・ 不動産仲介業者が加入の働きかけを行なってもらうよう関係団体に依頼
- 【関係団体】
- （社）県宅地建物取引業協会（横浜市内 6 支部）、
  - （社）不動産協会、（社）高層住宅管理業協会、（社）日本住宅建設産業協会、
  - UR 都市機構神奈川地域支社 ほか
- ・ 加入促進ポスターの制作・配布
- ② 自治会町内会の魅力を高める ～活動自体を活発にし、加入の魅力・利点をアップ～
- ・ 自治会町内会活動の活動事例集を作成し、全自治会町内会へ配布
- ③ 自治会町内会の活動を知らせる ～情報を積極的に発信～
- ・ 広報よこはま区版で、自治会町内会の活動紹介等を掲載
  - ・ 区連会と共催で自治会町内会活動パネル展及び紹介パンフレットの配布（全区で開催）
  - ・ 市連会と共催で「横浜防災フェア」でパネル展及びパンフレットの配布
  - ・ 神奈川新聞と連携し、自治会町内会活動の活動事例を連載（毎週日曜日掲載）
- 20 年 6 月から[まち・ひと・いきいき]、23 年からは[まち・ひと・備える]として連載中
- ・ 自治会町内会役員向け「自治会町内会会報紙作成講習会」の開催

【資料5】まだら模様の人口増減（250mメッシュ別人口増減 平成12年～17年）



■ 人口増加  
■ 人口減少

## 2 多様化する地域課題への対応

### (1) 現状

日本国内では既に人口減少が始まっていますが、横浜市ではまだ緩やかな人口増加状態にあります。

しかし、地域の状況を仔細に見てみると、資料5のように人口増加の地域と人口減少の地域が隣り合わせで存在するなど、地域ごとに多様な様相を見せています。

例えば、人口増加地域では「新旧住民の交流」や、ファミリー世代の増加に伴う「子育て支援策」が課題であったりしますが、人口減少地域では高齢化に伴う「ひとり暮らし高齢者等の見守り」が課題であったりするなど、地域によってその課題も多様化している状況があります。

### (2) 課題

#### ア 実態把握の困難性

単身世帯の増加に加え、高齢者の引きこもり、集合住宅等に居住する子育て世代の孤立しがちな傾向とともに、近所づきあいを拒むなど、孤立化を助長する風潮も相まって、実態が把握しづらい状況があります。

#### イ より広範な団体等の参加

地域コミュニティの中心的存在である自治会町内会や民生委員による見守り活動に加え、誰もがどこかにつながることができるよう、地域ケアプラザなどの地域施設が拠点となって、地域で活動するボランティアグループや企業等、より広範な団体の孤立を防ぐ取組への参加が求められます。

#### ウ 継続した支援の必要性

自治会町内会を中心に、地区社会福祉協議会、民生委員、PTA、ボランティアグループなど、地域活動に携わる関係団体等が顔の見える関係づくりを進め、孤立を防ぐネットワークをつくっていくためには、地域と行政が協働して、継続的に取り組む必要があります。

### (3) 取組

#### ア 元気な地域づくり推進事業

身近な地域において、自治会町内会を含む様々な団体が連携して、主体的に地域の課題解決に取り組む「元気な地域」を拡充するため、人材の発掘・育成や活動のきっかけづくり、活動団体同士の理解促進など、幅広い地域支援を区とともに取り組んでいます。

また、「身近な地域・元気づくりモデル事業」を受け継ぐ形で、自治会町内会を含む様々な団体が連携して地域課題解決に取り組むことを助成する「地域運営補助金」を平成23年度に創設しました。この補助金について、平成23年度は64地区で活用され、そのうちの24地区では、高齢者の見守りや居場所づくりの活動に活用されています。

## イ 地域福祉保健計画の推進

地域福祉保健計画は、身近な地域における高齢者の見守り活動などの取組を通じて日頃からの地域の「つながりづくり」を目指しており、行政は住民と協働でこれらの取組を支援しています。

こうした取組を継続して実施することで、これまで地域活動等に関心なかった市民層に、地域コミュニティの状況を知っていただき、市民の皆様が、身近な地域でつながることの大切さを実感していただくことになるのではないかと期待しています。また、地域でのつながりが広がることで、より広範な団体が孤立を防ぐ取組に参加する契機になるのではないかと考えています。

### \* 地域が連携して孤立を防ぐ取組事例

#### ○「野外サロンづくり」を通じた見守り活動

南区六ツ川連合地区では、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人会、こども会、婦人部が新たな組織を結成し、ひとり暮らしの高齢者の見守りや世代間の交流を目指し、高齢者等が農作業に参加できる「野外サロン」を開設するとともに、子どもも招いた収穫祭などを実施しています。

#### ○地域の様々な団体・施設が連携した見守り活動

瀬谷区細谷戸地区では、きめ細かい高齢者の見守り体制の確立を目指し、自治会町内会、民生委員・児童委員協議会、保健活動推進員会、保護司が新たな組織を結成し、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザなどと連携しながら、高齢者定期訪問、安心キットの配付、広報紙の発行などを実施しています。

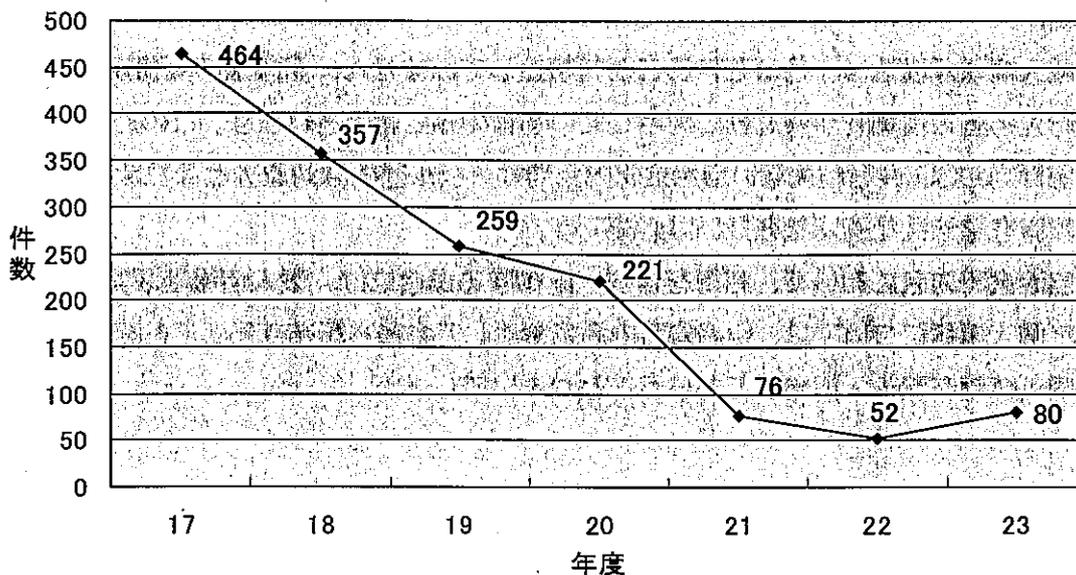
### 3 地域での個人情報保護制度の理解

#### (1) 現状

平成 17 年 4 月の「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の施行に伴い、市民の個人情報に関する相談に応じるため、市民情報センター内に「個人情報相談窓口」を設置しました。

施行当初は 400 件を超えた相談件数も、ここ 3 年は 100 件以下に減少しています。

【資料 6】個人情報相談件数の推移



#### (2) 課題

個人情報相談に寄せられる内容の中で、最も多いのは民間事業者の個人情報の取扱いに関する相談です。

しかし一方、自治会町内会名簿の作成等に関する相談は減少しておらず、市民が地域等の身近な場所で個人情報を扱う際、依然として疑問や不安を抱えていることが分かります。

【資料 7】自治会町内会名簿等に関する相談

年度	相談全体 (件)	自治会町内会名簿等に関する相談 ※	
		件数	割合 (%)
平成 17 年度	464	44	9.5
18	357	30	8.4
19	259	24	9.3
20	221	12	5.4
21	76	3	3.9
22	52	15	28.8
23	80	13	16.3
合計	1,509	141	9.3

※相談件数には、サークル・学校等の案件も含まれます。

## <相談内容の例>

### 1 自治会町内会での世帯名簿の作成の可否

1,000世帯程度の自治会で、災害発生時に備え、加入世帯の名簿の作成を検討している。個人情報保護法の観点から、名簿を作ってよいのか、よいのであればどのような点に注意したらよいのか教えてほしい。

#### 【回答】

個人情報保護法は、名簿を作ることを禁止していません。保護法の義務規定は、5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している者のみに適用されます。このため、保有する個人情報が5,000件を超えない自治会町内会やサークル団体は対象外となります。ただし、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いは必要です。

自治会町内会において、名簿を作成・配布する場合には、個人情報を収集する際に、「取得した個人情報については、自治会町内会名簿として会員へ配布する」ことを明示し、同意の上で個人情報を記入・提出してもらうことがよいでしょう。

### 2 自治会町内会内での個人情報の取扱い

町内会に加入申し込みをしたところ、町内会名簿に世帯主氏名が記入され、配布されました。我が家は世帯主が女性名であり、母子家庭であることが分かってしまうのではないかと不安です。どうしたらよいでしょうか。

#### 【回答】

名簿を作成する際の利用目的の通知や、配布する際の同意について、町内会の担当者に確認するとともに、相談者の不安を話して、名字のみに変更する等の対応を依頼してみましょう。

自治会町内会名簿やサークルの名簿などは、個人情報を収集する際に、掲載する個人情報の範囲や配布先、取扱方法について、会員同士でルールを決めましょう。

### 3 保有する個人情報の提供

マンション内に自治会と管理組合があり、自治会から管理組合に、自治会への加入案内のために、転入者の住居番号の提供を求められた。管理組合としては、住居番号は個人情報であり、自治会への提供は保有個人情報の目的外使用となり、トラブルの原因になりかねないと考えている。マンションの管理組合は、取り扱う個人情報の規模からして「個人情報取扱業者」ではないと思うが、自治会への個人情報の提供は、個人情報保護法の精神に反すると考えるがどうか。

#### 【回答】

5,000 件を超える個人情報を取り扱っている管理組合でないならば、個人情報保護法は適用されません。とはいえ、本人の同意を得ずに住居番号を自治会に教えることは、適切ではありません。

そこで、自治会からの申出の趣旨を生かすのであれば、自治会と話し合っ、マンション管理組合から転入者へ、自治会への加入方法・連絡先等を、情報提供する方法があります。これにより、同意のない個人情報の提供を避けて、自治会の加入案内の目的も果たすことができます。

### (3) 取組

ア これまでの個人情報保護制度に関する啓発等

(ア) 個人情報保護相談事例集の作成・配布

(初版 平成 18 年 5 月 50,000 部、改訂版 平成 22 年 7 月 20,000 部)

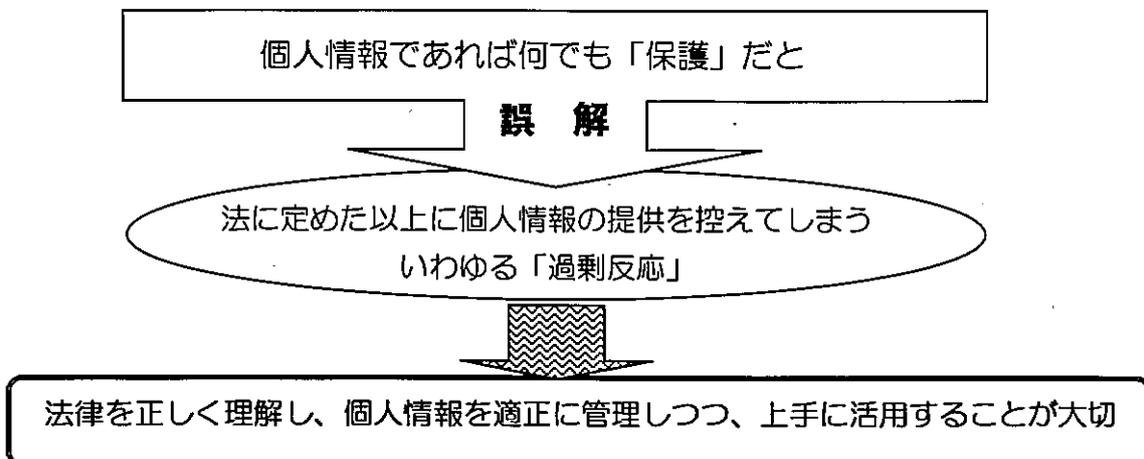
市民の皆様へ、個人情報保護制度について正しく御理解いただくために、主な相談事例をまとめた「市民生活における個人情報保護 Q & A」を発行しています。

配布先：区役所、地区センター、各自治会町内会等

(イ) その他

横浜市ホームページへの主な相談事例の掲載

イ 今後の方向性



## ウ 具体的な取組

### (ア) 地域への情報提供の充実

個人情報保護について、なるべく多くの方に手に取っていただけるよう、制度を分かりやすくまとめた簡易な印刷物を新たに作成し、市内公共施設などで広く配布します。

### (イ) 横浜市職員への研修内容の充実

市民から身近に相談を受ける市職員が、個人情報保護制度について正しく理解し、地域等に分かりやすく伝えることが必要となります。このため、研修の内容をより充実させます。